

令和3（2021）年度 事業計画書

活動の基本方針

我が国教育の大きな特徴の一つとして、公教育における私学の果たす役割が重要なことにある。高等教育においては、私立の大学、短期大学、高等専門学校（以下、「私立大学等」という。）が担う役割は学校数や学生数などからも極めて大きなものとなっている。

当財団は我が国の高等教育の水準の維持向上及び私立大学等の経営の安定に寄与することを旨とし、主要な事業である私立大学等に対する安定的な退職資金の交付などを通じ、教職員の待遇の安定が図られ、高い資質能力を有する教職員を確保するとともに、私立大学等の教職員が安心して教育研究に専念できる環境の確保を目的としている。

令和3（2021）年度は、次の事業運営及びガバナンスの強化を基本として事業活動を推進する。

・事業運営

事業運営にあたっては当財団を取り巻く環境変化や経済動向などを注視しながら、様々な状況にも応じられるよう Web 会議システムを利用した意思決定や業務執行に関わる体制の確保、整備などの取り組みを強化し、事業計画の安定的な実施を目途とする。

情報システム関連では社会全体におけるデジタル化推進が急速に展開されていること等を踏まえ、様々な観点からの十分な検討を行いながら、業務のシステム化や既存システムの更新・整備を計画的に進めていく必要がある。

今年度は維持会員に提供する電子帳票システムを更改し、稟議書の電子決裁システムを導入する等財団内の整備に着手する。

・ガバナンスの強化

内部統制システムに関する基本方針に則り、理事及び職員の職務執行、コンプライアンス、情報の保存及び管理、リスク管理等については、厳格、着実に遂行する。

新型コロナウイルス感染症対策に向け、リスク管理規程に基づき緊急事態対策本部会議を設置し、退職資金交付事業等の確実な実施体制を維持し、必要な改善を実施する。

監事監査については Web 会議システムを利用した迅速かつ正確な情報提供や課題の共有化などにより監事との連携を一層強化し、引き続き実効性を高めた監査とする。

I 退職資金交付事業

○ 退職資金交付事業の概要

毎年度における掛金は維持会員校（学校法人）ごとに対象教職員、掛金率、納入方法等を定めたくえで納入する。一方、退職資金は維持会員校（学校法人）からの申請（退職金に関する規程に基づき対象教職員へ支給した退職金を基礎とする）を当財団で確認後、国家公務員の自己都合による退職手当の支給水準に準じ算出した額を交付する。

本事業は、掛金を経常的経費として納入するのに対し、退職資金は実際に支給した退職金に応じた申請が可能で、多くの退職者が発生した場合にも当財団から相当する退職資金の交付により、安定した学校運営・経営の実現に向けた支援を行うとともに建学の精神に基づく教育・研究の充実及び教職員の待遇の安定を図ることに寄与する。

本事業の実施状況については、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を Web サイト等に公開する。

《参考》事業開始から令和元（2019）年度までの 38 年間における交付実績

- ・対象となった退職者数：約 34 万 1 千人
- ・交付した退職資金合計：約 2 兆 1,961 億円

○ 運営方針

今年度は、公益法人移行時の平成 25（2013）年度から実施している運営方針「**21 年後に保有する準備資産を計画的に取崩して退職資金の 1 年分相当とするために退職資金交付額を下回る掛金額となるように掛金率を設定する**」を踏襲し策定した第 11 次掛金率を適用する最終年度となる。（同方針のもと策定した第 9 次・第 10 次・第 11 次掛金率の各 3 か年計画を実施しており、今年度は 9 年目となる。）

第 11 次掛金率 [千分の 120.2] は、平成 31（2019）から令和 3（2021）年度までの 3 年間の適用期間において、維持会員校（学校法人）の掛金負担の軽減を図るため、準備資産から 129 億円を取崩し設定しており、当年度の事業計画においても前々年度、前年度と同様に掛金納入額は退職資金交付額を下回っている。

○ 掛金及び退職資金に関わる計画値

いずれの計画値も前年度とほぼ同様の傾向を維持するとの見込みで設定している。

- ・維持会員数：令和 2（2020）年度末での脱退の申出と新規加入の過去実績を見込んだ数値
- ・登録教職員数及び 1 人あたりの俸給月額：前年度の実績値
- ・退職者数、掛金納入額及び退職資金交付額：過去の実績等を勘案した推計値

(1) 掛金

① 維持会員数	594 法人	[596 法人]
② 登録教職員数	137,181 人	[136,645 人]
③ 掛金率	千分の 120.2	[千分の 120.2]
(ただし、実態に即するよう、維持会員ごとに掛金率を増減する。)		
④ 1人あたりの俸給月額	414,268 円	[414,948 円]
⑤ 掛金納入額	744 億円	[742 億円]

(2) 退職資金

① 退職教職員数	9,685 人	[9,698 人]
② 1人あたりの退職資金交付額	8,260,196 円	[8,238,871 円]
③ 退職資金交付額	800 億円	[799 億円]

(3) 準備資産の計画的取崩し

第 10 次から第 12 次の掛金額、退職資金額、収支差額、利息等蓄積額、準備資産額

(単位:億円)

	年 度	掛金	退職資金	収支差額	利息等蓄積額	準備資産
第 10 次	平成 28 (2016)	729	812	△83	11	1,437
	平成 29 (2017)	721	807	△86	10	1,361
	平成 30 (2018)	718	781	△63	7	1,305
第 11 次	令和元 (2019)	741	757	△16	7	1,296
	令和 2 (2020)	742	799	△57	5	1,244
	令和 3 (2021)	744	800	△56	3	1,191
第 12 次	令和 4 (2022)	761	780	△19	2	1,174
	令和 5 (2023)	761	794	△32	—	1,142
	令和 6 (2024)	762	782	△20	—	1,122

※令和元 (2019) 年度までは決算値、令和 2 (2020) 年度以降は見込みの値

※利息等蓄積額は掛金以外の資金を準備資産として当該年度に蓄積する値

(4) 交付率と第12次掛金率の適用関係

令和4(2022)年度より適用となる交付率の選択及び第12次掛金率への対応等については、理事長通知及び説明動画配信により周知・説明を行ってきたが、今後は次の日程・内容等により進めていく予定である。

【日 程】	【内容等】
令和3(2021)年	
・3月以降	交付率選択等に関する周知
・6月初旬	退職資金の試算(シミュレーション)の公開
・8月末まで	交付率を選択(変更)する維持会員は当財団理事長に申出(所定書式)
・9月初旬	交付率の選択の申出状況を反映した令和4(2022)年度の掛金率試算値を維持会員へ通知
・12月初旬	令和4(2022)年度の各維持会員に適用する掛金率を決定し維持会員へ通知

(5) 業務説明会の実施

退職資金交付事業に関する業務説明会については、状況に応じた対策等を講じられるよう開催時期・場所・方法・広報等を十分に検討したうえで実施する。

II 調査研究事業

退職金制度等に関する調査と報告書

退職金の支給状況(支給水準、支給時期等)、退職給与引当金、給与水準、定年制度の実施状況等について全ての会員を対象に実態調査を行う。毎年実施しているこれらの調査について、これまでの各年の調査結果を基に、退職金支給の方法等に関する傾向等の分析研究を行うなど、退職金制度に関連した調査研究を引き続き実施する。

調査研究の結果は、学校法人の退職金制度の改善や関連分野における調査研究に資するため当財団のWebサイトに公開する。また、調査報告書としてまとめ、維持会員等への配布を予定している。

III 情報システム関連

我が国におけるデジタル化推進が急速に展開されていくなか、当財団の既存システムの更新、再整備・再構築及び各業務のシステム化への取り組みを強化する必要がある。また、情報システム関連に係る予算は多額なことから、当財団の将来構想、管理経費との整合性、個人情報保護の厳格管理など様々な観点からの検討を行いながら進める。

(1) 退職資金申請システムの電子帳票システムの更改

維持会員の利便性をさらに高めるため、退職資金交付額決定通知書、掛金額通知書等の各種通知帳票を電子帳票として維持会員に提供するシステムについてはPDF形式の電子帳票に変更し、令和3（2021）年9月下旬に更改する。

この変更に伴う業務説明会を Web 会議システム又は動画配信を利用して9月までに開催する。

(2) 稟議書の電子決裁システム導入

当財団の稟議書について、紙の削減、脱印鑑及びインターネット利用による決裁を事務所外からも可能とするため、電子決裁システムを導入する。

(3) 各業務におけるシステム化の促進、既存システムの再整備

- ・退職資金交付に係る紙媒体での申請・届出などの電子化を一層徹底する。
- ・資料の電子化や申請書の押印見直し等を通じ、紙の削減及び脱印鑑を促進する。
- ・既存システムの更新、再整備など今後の進め方を検討するとともに次年度に実施予定の整備計画を立案する。

(4) 退職資金申請システムの利用促進

- ・退職資金申請システムを未利用の維持会員（3法人）に、引き続き利用を促す。
- ・退職資金申請システムの利用に限定した申請・届出など、将来の在り方や今後の方向性をまとめる。

IV 法人運営等

(1) 理事会、評議員会の日程（年月）と議題（Web会議を予定）

○ 理事会の開催計画

- | | |
|---------------|-----------------|
| ・令和3（2021）年6月 | 令和2（2020）年度決算関係 |
| ・同月（評議員会終結後） | 理事長、常務理事の選定 |
| ・令和4（2022）年2月 | 令和4（2022）年度予算関係 |

○ 評議員会の開催計画

- | | |
|---------------|------------------------------|
| ・令和3（2021）年6月 | 令和2（2020）年度決算関係
役員・評議員の選任 |
| ・令和4（2022）年3月 | 令和4（2022）年度予算関係 |

○ 監事監査

- ・ 令和 3 (2021) 年 5 月 令和 2 (2020) 年度決算及び業務関係
- ・ 令和 3 (2021) 年 11 月 令和 3 (2021) 年度中間監査 (予算執行及び業務関係)

(2) 情報公開・広報

○ 情報公開

- ・ 財団の活動状況、運営内容、財務資料等を Web サイトに公開する。
- ・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び当財団の定款に基づき貸借対照表、損益計算書 (正味財産増減計算書) については電子公告とする。

○ 年次報告書「ANNUAL REPORT」

令和 2 (2020) 年度の事業報告及び決算を記載した報告書を発行する。

○ 広報誌「BILANC」

理事会等の開催、私立大学等の教育現場、各号のテーマに沿った特集等を掲載した広報誌を発行する。

(3) 新型コロナウイルス感染症対策

緊急事態対策本部会議 (リスク管理規程に基づき設置) を適宜開催し、政府による緊急事態宣言の発出、東京都からの要請・指示、その他の情報などをもとに、必要となる措置、対策、広報等を協議、決定する。

特に退職資金交付の円滑かつ確実な実施体制の維持、確保に万全の対策を講じる。

(4) 関係私学団体との連携・意見交換

私学の高等教育を取り巻く環境等に関する情報共有や課題認識など、関係私学団体との連携の強化を図るとともに、令和 4 (2022) 年度私立大学等経常費補助金については、従来どおり関係私学団体の方針のもと所要の補助額に向けた要望等を行う。